

内閣府提出資料〔男女共同参画局〕

平成24年5月11日

1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 才. 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等についての調査等

基本問題・影響調査専門調査会は、「経済社会における女性の参画や能力の発揮の現状及びそれを阻む要因」について幅広い観点から分析し、「女性が活躍するための推進方策等」を検討して、報告書に取りまとめた。(平成24年2月公表)

⇒(参考1)(参考2)(参考3) ※(参考5)(参考6)も参照

男女共同参画会議は、上記の専門調査会報告を踏まえ、政府が重点的に進めるべき取組として、「今後の取組事項」を決定した。
(第40回男女共同参画会議、平成24年3月開催)

⇒(参考4)

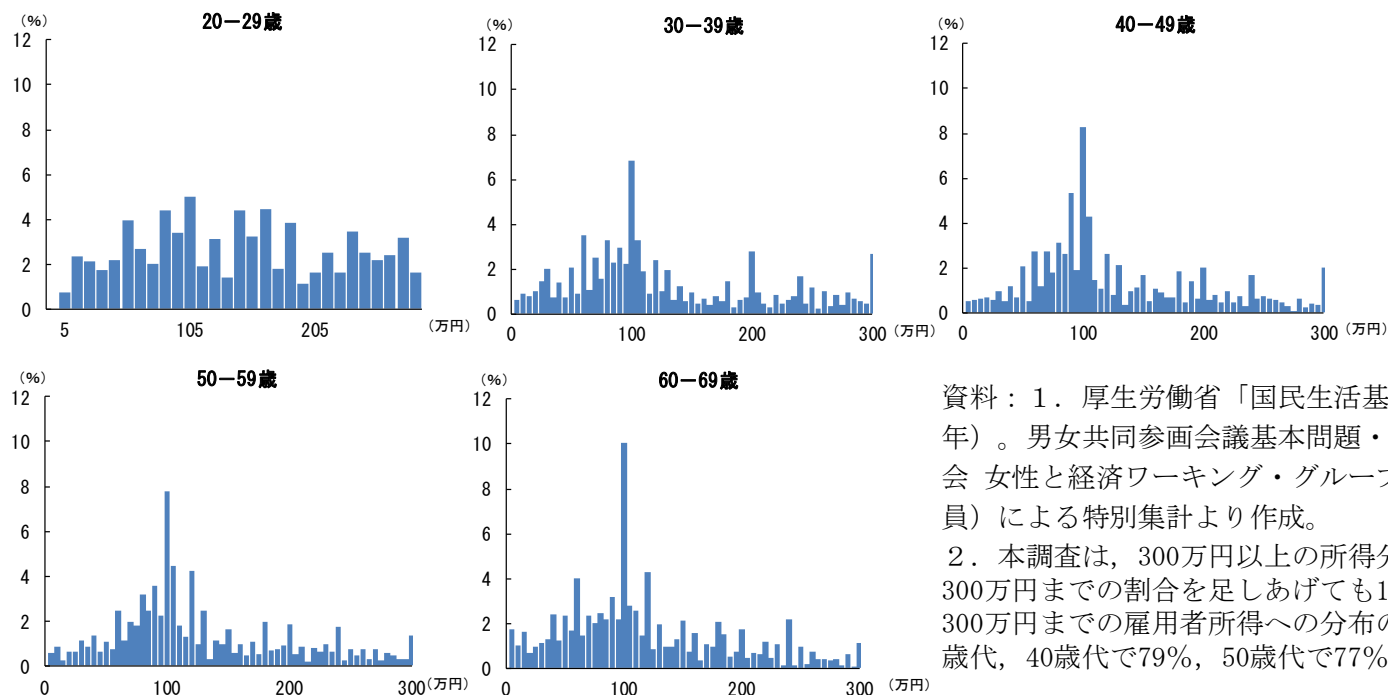
男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会報告書(平成24年2月)

第1部 女性が活躍できる経済社会の構築に向けて

1 重点課題と施策の方向性

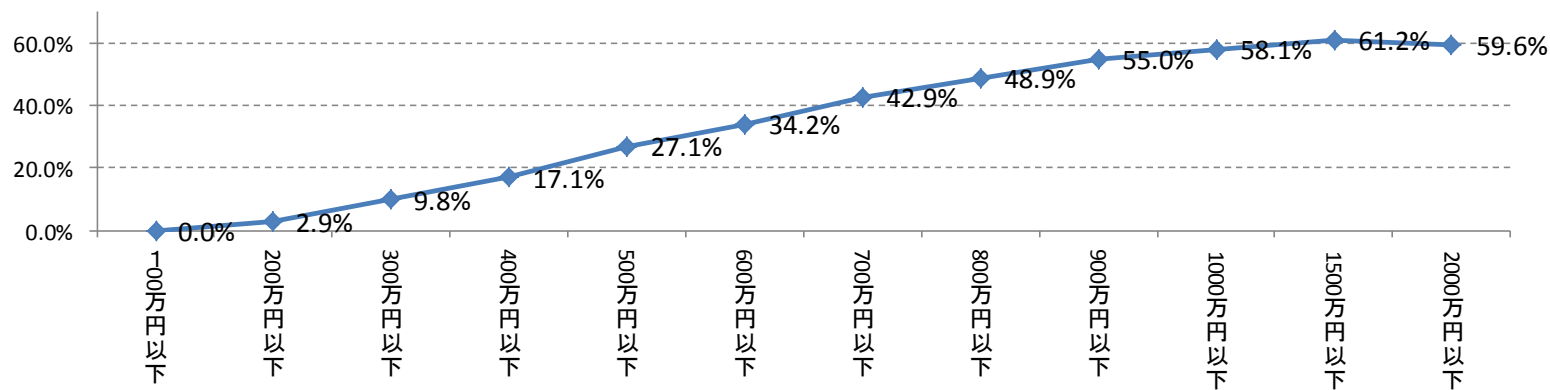
(3) 制度・慣行の見直し、意識の改革

既婚女性の給与所得者の所得分布(年代別)



平成22年時点においても、既婚女性の給与所得の100万円前後への集中が見られる。このような集中は、未婚女性にはみられない。

給与階級別の配偶者控除の適用割合

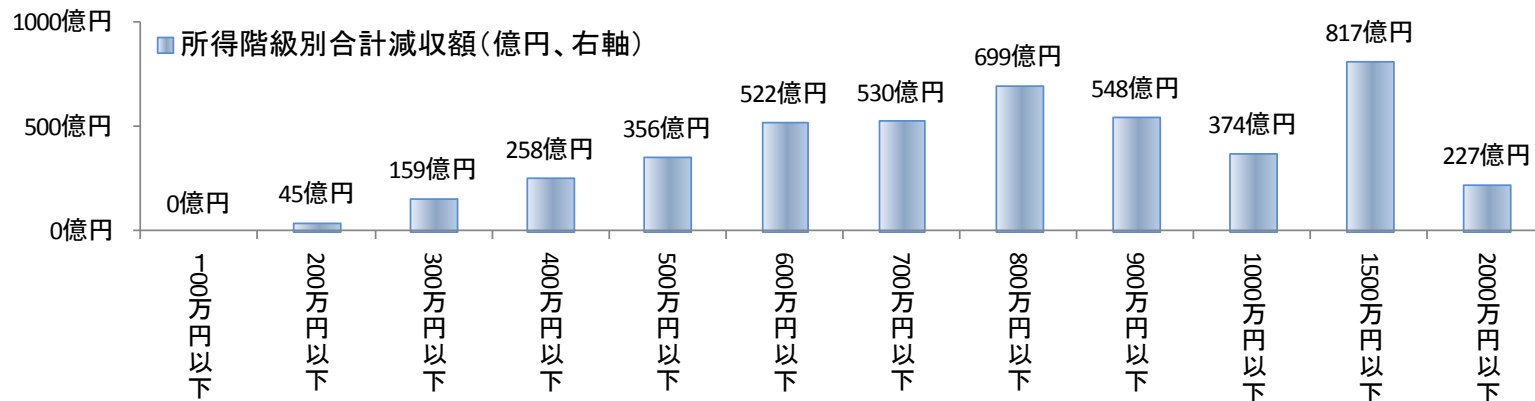


資料：国税庁「民間給与事態統計調査（平成20年分）」より作成。

注）：「年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者」の総数に対する配偶者控除の適用者の割合。

配偶者控除の適用割合は、年間給与所得が高いほど、高まる。

一般配偶者控除による給与階級別所得税の減税額(参考試算)



資料：国税庁「民間給与事態統計調査（平成20年分）」を基にした関西学院大学村上敏之教授による試算。

試算では、一般配偶者控除適用による減収額は給与所得1000～1500万円の層で最も高い。

夫の稼働所得階級別(年収)妻の年金加入状況

夫の稼働所得 (年収)		300万円 以下	500万円 以下	700万円 以下	900万円 以下	900万円 以上	全体
妻の年金 加入状況	第1号被保険者	35.6	12.0	7.4	6.5	9.8	15.4
	第2号被保険者	30.3	33.4	27.9	27.3	17.2	29.1
	第3号被保険者	31.7	53.0	64.0	65.8	72.9	54.2
	加入していない・ 不詳	2.4	1.6	0.8	0.4	0.1	1.3

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成22年）。男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループ（安部由起子委員）による特別集計。

注）：夫婦をデータから確認できた場合を集計。妻の年齢は20～54歳。「全体」には夫の稼働所得が不明の場合を含む。

妻が第3号被保険者である割合は、夫の稼働所得が高いほど、高まる傾向がある。

第40回男女共同参画会議(平成24年3月14日開催)決定 「今後の取組事項について」

女性は日本を再生していく上で潜在力の最たるものであるとの認識の下、政府に以下の取組を重点的に進めるよう求める。

※以下、抜粋

○女性が活躍できる経済社会の構築に向けて、以下の環境整備を行う。

- ・生き方・働き方の選択に対する中立性及び世代間・世代内での公平性が確保された税制・社会保障制度の構築に向けた検討を進める。具体的には、個人所得課税の配偶者控除、年金制度の第3号被保険者制度の見直し、非正規労働者への社会保険の適用拡大等について検討を進める。また、特に、社会の中で女性の能力を最大限にいかすとともに、安心して子どもを産み、育てられる社会をつくるために、総合的な子ども・子育て新システムの構築を急がなければならない。

第3次男女共同参画基本計画 第2分野

4. 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供について

ア. 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施

①男女共同参画社会の形成に関する調査研究

諸外国における専門職への女性の参画に関する調査

- 医師を始めとする医療関係者、研究者、メディアの3分野について、諸外国（スウェーデン、韓国、スペイン、アメリカ合衆国）における専門職への女性の参画に関して調査内容を公表。（平成23年11月公表）

②統計調査等の充実

男女共同参画に関する施策についての苦情内容等の把握

- 国及び地方公共団体に寄せられた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容の傾向や施策改善への反映状況等の情報を取りまとめ、定期的に監視専門調査会へ報告。

男女共同参画に関する年次調査等の実施

- 女性の政策・方針決定参画状況調べ
- 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ
- 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
- 男女間における暴力に関する調査

男女共同参画に関する個別調査の実施

- 「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査報告書（平成24年4月公表）
- 北欧諸国における立法過程や予算策定過程等への男女共同参画視点の導入状況等に関する調査（平成23年11月公表）
- メディアにおける女性の参画に関する調査（平成23年11月公表）
- 地域の活力と魅力を生みだす男女共同参画活動事例集（平成23年8月公表）

「男女共同参画社会に関する世論調査」

- これまで概ね2～3年おきに実施してきたところ。

【直近の実績】

平成21年10月、平成19年8月、平成16年11月、平成14年7月、
平成12年9月、平成9年9月、平成7年7月

イ. 調査や統計における男女別統計(ジェンダー統計の充実)

二次利用の推進

◆ 政府統計の二次利用(特別集計)の実施 ※P2~4参照

- 男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会(女性と経済ワーキング・グループ)において、下記政府統計の特別集計を実施。基本問題・影響調査専門調査会の議論に資すると共に、男女共同参画会議の意見決定に寄与。

「国民生活基礎調査」世帯類型別、性別、学歴別、年齢階級別等の貧困率

既婚女性の給与所得者の所得分布、夫の稼働所得階級別妻の年金加入状況

「経済センサス」「事業所・企業統計」(個人業主の性別等)雇用創出、雇用喪失の状況等

基本計画「成果目標」に定める指標の男女別表示の状況

◆ 人に関わる成果目標のうち、男女別表示のないもの

- 有給休暇の取得率(第3分野、第4分野、第5分野)
- 公共職業訓練受講者の就業率(第7分野)
- ジョブ・カード取得者(第7分野)
- 地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数(第7分野)
- 障害者の実雇用率(民間企業)(第8分野)

ジェンダー統計に関する国際的な議論の展開への参画と貢献

◆ 第42回国連統計委員会における「ジェンダー統計プログラムレビュー」を契機とする「世界ジェンダー統計プログラム」の新たな展開

- 男女共同参画局から第42回国連統計委員会へ参加し、世界ジェンダー統計プログラムレビューを一層推進することへの賛意を表明。その後開催される機関間・専門家会合へも積極的に参加。

【第42回国連統計委員会での結論(概要)】

- 世界のジェンダー統計推進に関する国連統計部のリーダーシップを強化。
 - UN Womenなど他関連機関との連携を進め、地域委員会活動を活発化させる。
 - ジェンダー統計機関間・専門家会合(IAEG-GS)への付託事項を拡大する。
 - 各国のジェンダーの状況を示す最低限必要な指標の設定やマニュアル、訓練プログラムの開発、及びデータベース化の推進等について努力する。
- ジェンダー統計グローバルフォーラム(第4回、2012年)にパネリストとして参加。日本の経験を発表、各国とシェアを図ることによる貢献。
 - SIAP(国連アジア太平洋統計研修所)の関連プログラムへ、男女共同参画局から出講。各国のジェンダー統計理解への貢献。

ウ. ジェンダー予算の推進に向けた検討

「北欧諸国における立法過程や予算策定過程等への男女共同参画視点の導入状況等に関する調査(北欧諸国におけるジェンダー主流化調査)」の実施

◆ 影響評価を実施し、予算書序文へ記載

予算書におけるジェンダー関連の具体的記述(特定の政策分野に関するフィンランドの例)
【教育省】「教育履歴の男女差については、ことに若年層で女性のほうが勝っている。基礎教育を修了せずに中退した者、基礎教育のみにとどまる者、職業専門教育や高等教育を途中でやめてしまうのは男子生徒、男子学生に多く見られる。現在、基礎教育の質の向上、基礎教育に弾力性をもたせること、職業専門教育機関に向けておこなっている研修内容の充実(就職に関して)また、職業専門教育機関の定員増などの改革をおこなっているが、これをより長いスパンで評定し、その中で、人口に対して職業専門教育を受ける人数の割合を減らすことなく男女間の教育履歴の差を小さくできるかどうか、見守っていく。女子と男子の科目選択の違いは、社会人として働く上での違いとして続いていく。女子と男子の科目選択に影響をもたらすことのできるよう、働きかけを続ける。」

エ. 無償労働の把握及び育児・介護等の経済的・社会的評価のための調査・研究の実施

平成23年社会生活基本調査(総務省統計局)

- 生活時間の配分や余暇時間における主な活動の状況など、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的に、平成23年10月20日現在で実施。調査対象は、全国約8万4千世帯の10歳以上の世帯員約20万人(東日本大震災の被害が大きかった地域を除く)。
- 平成23年調査では、ワーク・ライフ・バランスの分析等に資する観点から、「勤務形態」、「年次有給休暇の取得日数」、「世帯員以外の者から受けている育児の手助け」等の調査項目を追加。

◆ 結果公表(予定)

24年7月末まで	調査票A* ₁ (過去一年間の生活行動)集計結果
9月末まで	調査票A (一日の生活時間等)集計結果
12月末まで	調査票B* ₂ 集計結果

*1 調査票A: あらかじめ調査票に行動内容の選択肢を示して生活時間の記入を求める調査票(プリコード方式)

*2 調査票B: 報告者による自由記入を集計段階で分類する調査票(アフターコード方式)

男女共同参画社会基本法における影響調査に関する規定
(第4条、第15条、第22条第4項)

第4条 (社会における制度又は慣行についての配慮)

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

第15条 (施策の策定等に当たっての配慮)

国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

第22条四 (所管事項) ※男女共同参画会議の所掌事務

(政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し及び)政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

影響調査とは何か

“現状では、社会や家庭における男女の役割や責任が異なり、置かれている状況により男女の実際的なニーズが異なる。このため、施策を実施した結果、女性と男性が受ける影響が異なり得ることもあり、男女共同参画の視点から無視し得ない効果が生じる可能性がある。影響調査は、男女共同参画社会の形成に及ぼす施策の効果(アウトカム)及び波及効果(副次的効果)あるいは意図しない効果を調査し、男女共同参画の視点から施策の改善すべき点を明らかにすることを趣旨とする。“

「影響調査事例研究ワーキングチーム中間報告
～男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施のための調査手法の試み～」
(平成15年11月、内閣府男女共同参画局影響調査事例研究ワーキングチーム)より